

千葉県資源管理方針

一 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の海面漁業の生産量で約13万トン、生産額は約237億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、銚子地域から東京内湾地域にかけて、多種多様な漁業が営まれている。

銚子地域は沖合で黒潮と親潮が交わり、さらに利根川からの栄養塩類が流れ込むことで全国でも屈指の好漁場となっており、まき網、底びき網、つりなど、沖合の大型漁船から沿岸の小型漁船まで多種多様な漁業が行われ、水揚げされた水産物は全国各地に供給されている。

九十九里地域は古くからいわし類を対象としたまき網漁業が盛んであり、地元水産加工業への原料供給元としても重要な役割を果たしている。また、砂浜域においては、ちょうせんはまぐり等を対象とした貝桁漁業が盛んであるほか、はえなわ、刺網などの沿岸漁業が営まれている。

外房地域は複雑な海岸・海底地形を有し、磯根や沖合の天然礁に恵まれており、これらの漁場を利用したあわび、いせえび等の磯根漁業、いわし類、ぶり類を主体としたまき網漁業及び定置網漁業、きんめだい等の小型船漁業等が盛んである。

内房地域は東京湾から外洋に面した海域まで様々な海洋環境を有することから、定置網、つり、静穏な海域を利用した海面での魚類養殖等の様々な漁業が営まれ、漁獲される魚種も多岐にわたっている。また、水揚げされた水産物は、首都圏へ出荷されるほか、地域の食堂や直売所において提供されている。

東京内湾地域は全国でも有数の浅海漁場であり、のり養殖業やあさり等貝類漁業のほか、小型底びき網、まき網、潜水器、あなご筒、刺網等の多様な漁業が営まれている。生産される水産物は良質な「江戸前」ものとして市場で高く評価されている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定により、国とともに、資源管理

を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第 10 条第 1 項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

二 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- 1 水域
- 2 対象とする漁業
- 3 漁獲可能期間

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、1 及び 2 の規定による配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

六 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を

把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、水産資源の特性及び漁業の実態等を踏まえ、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理の取組は、資源管理と一体として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証し、効率的かつ効果的な取組となるよう努めるものとする。

なお、具体的な取組方針については、本県の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に定めるものとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び千葉県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

七 千葉県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての

検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は1から9までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は10から15までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の具体的な資源管理方針は16から47までに、それぞれ定めるものとする。

1 さんまの資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

さんま

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県さんま漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

定置漁業（法第 60 条第 3 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び小型定置漁業（法第 60 条第 5 項第 2 号に掲げる第 2 種共同漁業のうち小型定置漁業及び千葉県漁業調整規則（令和 2 年千葉県規則第 61 号）第 4 条第 1 項第 1 6 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県さんま漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

2 まあじの資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

まあじ

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県まあじ漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、小型まき網漁業（千葉県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まあじ漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

3 まいわし太平洋系群の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

まいわし太平洋系群

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県まいわし太平洋系群漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

中型まき網漁業、小型まき網漁業、定置漁業及び小型定置漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まいわし太平洋系群漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
小型まき網漁業	18 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

4 くろまぐろ（小型魚）の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

くろまぐろ（小型魚）

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

ア 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区（銚子市から大網白里市までの区域をいう。）に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（定置漁業及び小型定置漁業を除く。以下4において「銚子・九十九里地区漁船漁業等」という。）

c 漁獲可能期間

4月1日から6月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

a 当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(a) 当該管理年度中（(b)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(b) 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内

イ 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

7月1日から9月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

ウ 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

10月1日から12月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

エ 千葉県銚子・九十九里地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

銚子・九十九里地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

1月1日から3月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

オ 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（４月から６月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区（白子町から勝浦市までの区域をいう。）に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（定置漁業及び小型定置漁業を除く。以下４において「夷隅地区漁船漁業等」という。）

c 漁獲可能期間

４月１日から６月３０日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

カ 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（７月から９月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

７月１日から９月３０日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

キ 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（１０月から１２月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

10月1日から12月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

ク 千葉県夷隅地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

夷隅地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

1月1日から3月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

ケ 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区（鴨川市から富津市までの区域をいう。）に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（定置漁業及び小型定置漁業を除く。以下4において「安房地区漁船漁業等」という。）

c 漁獲可能期間

4月1日から6月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

コ 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

7月1日から9月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

サ 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

10月1日から12月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

シ 千葉県安房地区くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

安房地区漁船漁業等

c 漁獲可能期間

1月1日から3月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

ス 千葉県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

定置漁業（定置漁業及び小型定置漁業をいう。以下4において同じ。）

c 漁獲可能期間

周年

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね2トンを本県の留保とし、残りを平成23年から平成27年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別及び地区別の知事管理区分に按分する。

イ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は原則として獲り残した漁業の種類別及び地区別の翌期の知事管理区分に配分する。

当初の留保のうち、おおむね1.6トンは、原則として、1月以降において、漁業の種類別及び地区別の知事管理漁獲可能量の9割を超えるおそれがあると認める時点で、アに規定する配分比率に応じて配分する。

留保を配分するときは、それぞれの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) その他資源管理に関する重要事項

ア 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移等に応じて判断する。

イ 緊急管理措置

各漁業協同組合及び漁業者は、急激な漁獲量の積み上がりに備え、次の表のと

おり漁業の種類別に、漁業協同組合ごとにと組基準の漁獲があった場合は、本県に一報の上、緊急の管理措置に取り組むものとする。

漁業の種類	取組基準	緊急の管理措置
漁船漁業等	1日当たり0.3トンを超える量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施するよう指導する。
定置漁業	1日当たり0.1トンを超える量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流等を実施するよう指導する。

ウ 採捕の停止命令について

(7) 法第33条第2項第1号に掲げる場合

a 法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認める基準は、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の9割5分を超えたときとする。

b ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合に該当すると認める場合は、この限りでない。

(a) くろまぐろ(小型魚)の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに採捕するくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

(b) 当該知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕をする者の全てが法第124条第1項の認定を受けた同一の協定(以下「認定協定」という。)又は資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)に基づき知事の確認を受けた同一の資源管理計画(以下「資源管理計画」という。)に参加している場合であって、当該認定協定又は当該資源管理計画の内容及びくろまぐろ(小型魚)の採捕の実態を勘案し、当該認定協定又は当該資源管理計画に参加している者自らによる取組

みによって当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

(イ) 法第33条第2項第2号に掲げる場合

- a 法第33条第2項第2号に掲げる場合に該当すると認める基準は、全ての知事管理区分の漁獲量の総量が本県の都道府県別漁獲可能量の9割5分を超えたときとする。
- b ただし、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

5 くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

くろまぐろ（大型魚）

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

ア 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（4月から6月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（定置漁業及び小型定置漁業を除く。以下5において「漁船漁業等」という。）

c 漁獲可能期間

4月1日から6月30日まで

(i) 漁獲量の管理の手法等

a 当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

b 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(a) 当該管理年度中（(b)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(b) 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から3日以内

イ 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（7月から9月まで）

(7) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

漁船漁業等

c 漁獲可能期間

7月1日から9月30日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

ウ 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（10月から12月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

漁船漁業等

c 漁獲可能期間

10月1日から12月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

エ 千葉県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（1月から3月まで）

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

漁船漁業等

c 漁獲可能期間

1月1日から3月31日まで

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ)に規定するところによる。

オ 千葉県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

(ア) 当該知事管理区分に関する事項

a 水域

中西部太平洋条約海域

b 対象とする漁業

定置漁業（定置漁業及び小型定置漁業をいう。以下5において同じ。）

c 漁獲可能期間

周年

(イ) 漁獲量の管理の手法等

ア(イ) に規定するところによる。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4 トンを本県の留保とし、残りを平成 27 年から平成 29 年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に案分する。

イ 期間別の知事管理漁獲可能量のうち期間内に消化されなかった数量は、本県の留保とし、当該留保は原則として獲り残した漁業の種類別の翌期の知事管理区分に配分する。

当初の留保のうち、おおむね3 トンは、原則として、1 月以降において、漁業の種類別の知事管理漁獲可能量の9 割を超えるおそれがあると認める時点で、アに規定する配分比率に応じて配分する。

留保を配分するときは、それぞれの知事管理漁獲可能量を変更するとともに、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

ウ 法第 15 条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) その他資源管理に関する重要事項

ア 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移等に応じて判断する。

イ 緊急管理措置

各漁業協同組合及び漁業者は、急激な漁獲量の積み上がりに備え、次の表のとおり漁業の種類別に、漁業協同組合ごとにと組基準の漁獲があった場合は、本県に一報の上緊急の管理措置に取り組むものとする。

漁業の種類	取組基準	緊急の管理措置
漁船漁業等	1日当たり0.5トンを超える量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施するよう指導する。
定置漁業	1日当たり0.3トンを超える量の漁獲	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨を緊急連絡するとともに、当該知事管理区分の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流等を実施するよう指導する。

ウ 採捕の停止命令について

4(4)ウの規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第33条第2項の規定による採捕の停止命令について準用する。この場合において、4(4)ウ中「くろまぐろ（小型魚）」とあるのは、「くろまぐろ（大型魚）」と読み替えるものとする。

6 するめいかの資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

するめいか

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県するめいか漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

定置漁業及び小型定置漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県するめいか漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

7 まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

まさば及びごまさば太平洋系群

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

中型まき網漁業、火光利用さば漁業（千葉県漁業調整規則第4条第1項第4号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）

（千葉県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる漁業のうちあじ・さば棒受網漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業及び小型定置漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の上欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業	54 隻
火光利用さば漁業	39 隻
敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）	7 隻
定置漁業	11 統
小型定置漁業	54 統

8 かたくちいわし太平洋系群の資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下(2)及び(3)において同じ。）

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県かたくちいわし太平洋系群漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす(体色が銀色のもの以外のものをいう。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

(5) その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2

(5) に定めるステップアップ管理を行う。

9 ぶりの資源管理方針

(1) 特定水産資源の名称

ぶり

(2) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

知事管理区分は、千葉県ぶり漁業とする。

ア 当該知事管理区分に関する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

千葉県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県ぶり漁業区分に配分する。

(4) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

(5) その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2

(5) に定めるステップアップ管理を行う。

10 かつお（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

かつお（中西部太平洋条約海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

11 きはだ（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

きはだ（中西部太平洋条約海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

12 びんなが（北西太平洋海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

びんなが（北西太平洋海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

13 めかじき（北西太平洋海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めかじき（北西太平洋海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

14 めばち（中西部太平洋条約海域）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めばち（中西部太平洋条約海域）

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

15 ひらめ太平洋北部系群の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

ひらめ太平洋北部系群

(2) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

16 きんめだい太平洋系群（千葉県銚子沖）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋系群（千葉県銚子沖）

(2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（立縄漁業のCPUEで1日1隻当たり70キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

17 きんめだい太平洋系群（千葉県勝浦沖）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋系群（千葉県勝浦沖）

(2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（立縄漁業のCPUEで1日1隻当たり31キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

18 きんめだい太平洋系群（千葉県東京湾口）の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

きんめだい太平洋系群（千葉県東京湾口）

(2) 資源管理の方向性

当面の間、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とすることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

19 このしろ東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

このしろ東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり643トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

20 すずき東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

すずき東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（小型機船底びき網漁業のCPUで1網当たり3.8キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

21 ひらめ太平洋中部系群の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

ひらめ太平洋中部系群

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（資源量で1年当たり305トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

22 まこがれい東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まこがれい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

23 まあなご東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まあなご東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

本県沿岸への幼魚の来遊状況の情報収集を行うとともに、千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とすることを旨とする。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

24 まあなご銚子・九十九里海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まあなご銚子・九十九里海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（沖合底びき網漁業のC P U Eで1網当たり18キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

25 まだい太平洋中部系群の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まだい太平洋中部系群

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり117トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

26 くろあわび千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

くろあわび千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価における資源動向を令和9年までに増加とするこ

とを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

27 めがいがわび千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

めがいがわび千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（素潜り漁業のCPUEで1日1隻当たり2.6キログラムを上回る資源水準）を維持する。
なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

28 さざえ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

さざえ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（刺し網漁業のCPUEで1日1隻当たり6.4キログラムを上回る資源水準）を維持する。

なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

29 いせえび千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

いせえび千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（刺し網漁業のCPUEで1日1隻当たり6.9キログラムを上回る資源水準）を維持する。
なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

30 こういか東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

こういか東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（小型機船底びき網漁業のCPUEで1網当たり1.6キログラムを上回る資源水準）を維持

する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

31 まだこ千葉県外房海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まだこ千葉県外房海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（たこつぼ漁業の C P U E で 1 回 1 隻当たり 103 キログラムを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

32 まかじき中西部北太平洋の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まかじき中西部北太平洋

(2) 資源管理の方向性

当面の間、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意等に従い、資源の持続的な利用を図る。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

33 あかかます千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

あかかます千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 28 年から令和 2 年まで）の平均値（59 トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

34 あかむつ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

あかむつ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 28 年から令和 2 年まで）の平均値（19 トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

35 いしかわしらうお千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

いしかわしらうお千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、資源の回復に努め、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

36 さわら千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

さわら千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 28 年から令和 2 年まで）の平均値（323 トン）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協

定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

37 しろぎす千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

しろぎす千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（29トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

38 たちうお東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

たちうお東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（199トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協

定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

39 とらふぐ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

とらふぐ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり3.0トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

40 むつ・くろむつ千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

むつ・くろむつ千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（37トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の

改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

41 うちむらさきがい東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

うちむらさきがい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（39トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

42 ほんびのすがい東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

ほんびのすがい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（2,046トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の

改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

43 なみがい東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

なみがい東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（94トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

44 まなまこ東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

まなまこ東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

当面の間、年間漁獲量を直近5年間（平成28年から令和2年まで）の平均値（44トン・県内主要港）程度に維持し、資源の持続的な利用を図る。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を

促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

45 さより東京湾海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

さより東京湾海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり8.1トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

46 ちょうせんはまぐり千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

ちょうせんはまぐり千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される高位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり432トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

47 だんべいきさご千葉県海域の資源管理方針

(1) 水産資源の名称

だんべいきさご千葉県海域

(2) 資源管理の方向性

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（漁獲量で1年当たり12トンを上回る資源水準）を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

(3) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

千葉県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。